

議第四十二号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一五の表二の項中「七、〇〇〇」を「八、二〇〇」に改める。

別表第一九の表三の項中「確認済証の交付に係る計画が」を削る。

別表第十二の表九の項中「確認済証の交付に係る計画が」を削り、「開発行為等適合証明交付手数料」を「開発行為等適合証明書交付手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提 案 説 明

都市計画法施行規則の一部改正に伴い、開発行為等適合証明書交付手数料について、認定を受けようとする畜舎建築利用計画が都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を対象に加える等のため、この条例を定めようとする。